

食品安全委員会第931回会合議事録

1. 日時 令和6年2月27日（火） 14:00～15:11

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 7品目

（厚生労働省からの説明）

エトフェンプロックス

フルオキサストロビン

ヘキサコナゾール

ベンチアバリカルブイソプロピル

ペンチオピラド

マンデストロビン

メタフルミゾン

・農薬及び動物用医薬品 1品目

（厚生労働省からの説明）

テフルベンズロン

・動物用医薬品 1品目

（農林水産省からの説明）

モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミドE散 1%）

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「LEU-No. 4株を利用して生産されたL-ロイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について

・「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・汚染物質「カドミウム」に係る食品健康影響評価について

(5) 令和5年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和6年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果（案）について

(6) 令和6年度食品安全確保総合調査課題(案)について

(7) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 田中残留農薬等基準審査室長

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、
前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<エトフェンプロックス>

資料1-2 食品健康影響評価について<フルオキサストロビン>

資料1-3 食品健康影響評価について<ヘキサコナゾール>

資料1-4 食品健康影響評価について<ベンチアバリカルブイソプロピル>

資料1-5 食品健康影響評価について<ペンチオピラド>

資料1-6 食品健康影響評価について<マンデストロビン>

資料1-7 食品健康影響評価について<メタフルミゾン>

資料1-8 食品健康影響評価について<テフルベンズロン>

資料1-9 「エトフェンプロックス」「フルオキサストロビン」「ヘキサコナゾール」「ベンチアバリカルブイソプロピル」「ペンチオピラド」「マンデストロビン」「メタフルミゾン」及び「テフルベンズロン」の食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づく食品健康影響評価について

資料1-10 食品健康影響評価について<モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤(プロナミドE散1%)>

資料2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<LEU-No.4株を利用して生産されたL-ロイシン>

資料3 評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について<食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針>

資料4 汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<カドミウム>

- 資料 5 令和 5 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和 6 年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果（案）について
- 資料 6 令和 6 年度食品安全確保総合調査課題（案）について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第931回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の田中残留農薬等基準審査室長、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごぞいます「食品安全委員会（第931回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○重元総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は15点ございます。

資料1-1から1-7が農薬7品目、それぞれ「エトフェンプロックス」、「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「ペンチオピラド」、「マンデストロビン」、「メタフルミゾン」に係る厚生労働省からの諮問書、資料1-8が農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」に係る厚生労働省からの諮問書、資料1-9がこれに係る厚生労働省の説明資料でございます。資料1-10が動物用医薬品「モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミドE散1%）」に係る農林水産省からの諮問書、資料2が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<LEU-No.4株を利用して生産されたL-ロイシン>」、資料3が「評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について<食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針>」、資料4が「汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<カドミウム>」、資料5が「令和5年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和6年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果（案）について」、資料6が「令和6年度食品安全確保総合調査課題（案）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事

に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-9にありますとおり、厚生労働大臣から2月21日付で農薬7品目並びに農薬及び動物用医薬品1品目について、資料1-10にありますとおり、農林水産大臣から2月21日付で動物用医薬品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、農薬7品目並びに農薬及び動物用医薬品1品目についてです。

それでは、厚生労働省の田中室長から説明をお願いいたします。

○田中残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の田中と申します。よろしくお申し上げます。

それでは、資料1-9に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料1-9をめぐっていただきまして、別添1と書かれたページを御覧いただけますでしょうか。

1剤目「エトフェンプロックス」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

日本においては、農薬として、りんご、ももなどに農薬登録されており、今回、飼料用とうもろこしへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はり

りんご、ももなどに設定されております。諸外国におきましては、米国で米、畜産物、欧州でりんご、ももなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は、これまで6回いただいており、ADIが0.031mg/kg体重/日、ARfDが1mg/kg体重と設定されております。

続きまして、2剤目、農薬「フルオキサストロビン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって薬事・食品衛生審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤です。

日本においては、農薬として、りんご、ぶどうなどに農薬登録されており、今回、おうとうへの適用拡大申請がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおける毒性評価はされておられません。国際基準は設定されておられません。諸外国においては、米国で小麦、アボカド、欧州でたまねぎ、ばれいしょなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は、これまで2回いただいており、ADIが0.015 mg/kg体重/日と設定されております。

また、暴露評価を行いまして、ADIを超えないことを確認してございます。

続きまして、3剤目、農薬「ヘキサコナゾール」でございます。本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものです。本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって薬事・食品衛生審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤です。

日本においては、農薬として、りんご、ももなどに農薬登録をされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がされており、国際基準は設定されておられません。また、諸外国においては、欧州でレモン、グレープフルーツ、豪州でりんご、ぶどうなどに基準値が設定されており、今回、その他のなす科野菜についてインポートトレランス申請がされております。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで2回いただいており、ADIが0.0047 mg/kg体重/日、ARfDが0.25 mg/kg体重と設定されております。

また、暴露評価を行いまして、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。長期暴露評価につきまして、基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、推定一日摂取量(EDI)を用いた試算を示しておりませんでしたので、表に斜線で表記してございます。

続きまして、4剤目、農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」でございます。本件は農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされてい

ることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって薬事・食品衛生審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤です。

日本においては、農薬として、トマト、ぶどうなどに農薬登録されており、今回、ほうれんそう、バジルへの適用拡大申請がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおける毒性評価はされておらず、国際基準は設定されておりません。また、諸外国においては、米国、欧州でぶどう、トマトなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は、これまで8回いただいております、ADIが0.069 mg/kg体重/日と設定されております。

また、暴露評価を行い、ADIを超えないことを確認しております。

続きまして、5剤目、農薬「ペンチオピラド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本においては、農薬として、もも、にんじんなどに農薬登録されており、今回、茶、稲などへの適用拡大申請がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がされており、国際基準は大麦、にんじんなどに設定されております。諸外国においては、米国で大麦、バナナ、欧州でりんご、ももなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は、これまで6回いただいております、ADIが0.081 mg/kg体重/日、ARfDは1.2 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、6剤目、農薬「マンデストロビン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本においては、農薬として、なす、きゅうりなどに農薬登録されており、今回、ぶどう、つるむらさきなどへの適用拡大申請がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はいちご、ぶどうなどに設定されております。諸外国においては、米国でレタス、ベリー類、欧州でぶどう、ももなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価等ですが、これまでに4回いただいております、ADIが0.19 mg/kg体重/日と設定されております。

続きまして、7剤目、農薬「メタフルミゾン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、

改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって薬事・食品衛生審議会での審議を行っております。

用途は殺虫剤です。

日本においては、農薬として、トマト、なすなどに農薬登録されており、今回、もも類、すももへの適用拡大申請とうめへの追加資料提出がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はりんご、ぶどうなどに設定されております。諸外国においては、米国でりんご、ぶどう、欧州でレモンなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価ですが、これまで6回いただいており、ADIが0.12 mg/kg体重/日と設定されております。

また、暴露評価を行い、ADIを超えないことを確認しております。

続きまして、8剤目、農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」でございます。本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって薬事・食品衛生審議会での審議を行っております。

用途は殺虫剤です。

日本においては、農薬として、みかん、ももなどに農薬登録されております。また、動物用医薬品としては承認されておられません。

国際機関、海外での状況ですが、JMPR及びJECFAにおいて毒性評価がされており、国際基準はりんご、ぶどうなどに設定されております。諸外国においては、米国でトマト、ブロッコリー、欧州でレモン、グレープフルーツなどに基準値が設定されており、今回、その他の野菜についてインポートトレランス申請がされております。

食品安全委員会での評価等ですが、これまでに2回いただいており、ADIが0.021 mg/kg体重/日と設定されております。

また、暴露評価を行い、ADIを超えないことを確認しております。長期暴露評価で基準値変更前の部会の欄では、推定一日摂取量（EDI）を用いた試算を示しておりませんでしたので、斜線としております。

最後になりますが、今回改めて評価をお願いするものにつきまして、別添2としまして、前回の評価時点からの追加データの状況を列記してございます。このうち「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「メタフルミゾン」及び「テフルベンズロン」については、作物残留試験に加え、暴露評価結果として薬食審の部会の審議資料も提出しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ただ今厚生労働省から説明いただいた農薬「エトフェンプロックス」、「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「ペンチオピラド」、「マンデストロビン」、「メタフルミゾン」並びに農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

これらの品目については、今回の諮問に当たり資料が提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の浅野委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかどうかについて説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「エトフェンプロックス」につきましては、急性経口毒性試験等が、「ペンチオピラド」につきましては、植物代謝試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。農薬「マンデストロビン」につきましては、家畜残留試験及び作物残留試験の結果が追加されておまして、畜産物中の暴露評価対象物質を検討する必要があることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

一方、農薬「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「メタフルミゾン」並びに農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」につきましては、追加試験として作物残留試験の結果だけが提出されており、かつ、本委員会の審議に先だって実施された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会におきまして、「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「メタフルミゾン」及び「テフルベンズロン」の暴露評価を行った結果についても併せて御報告を受けております。評価申請に当たり、委員会が既に決定している許容一日摂取量及び急性参照用量に影響を与える可能性がない試験結果である作物残留試験だけが提出されており、かつ暴露評価の結果も併せて報告されています。また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような知見は認められず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。

このため、同委員会決定の1の(2)②の規定に基づきまして、本件は、評価書を改訂することなく、評価の結果を通知するものと考えます。

以上、「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「メタフルミゾン」及び「テフルベンズロン」につきましては、これまでの評

価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によれば、農薬「エトフェンプロックス」、「ペンチオピラド」及び「マンデストロビン」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことです。農薬に関する専門調査会において審議する。農薬「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「メタフルミゾン」並びに農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「フルオキサストロビン」の許容一日摂取量（ADI）を0.015 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。「ヘキサコナゾール」のADIを0.0047 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重と設定する。「ベンチアバリカルブイソプロピル」のADIを0.069 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。「メタフルミゾン」のADIを0.12 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。「テフルベンズロン」のADIを0.021 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したという内容をリスク管理機関へ通知するという事によろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「エトフェンプロックス」については農薬第三専門調査会において、「ペンチオピラド」については農薬第四専門調査会において、「マンデストロビン」については農薬第五専門調査会において審議することといたします。

田中室長、どうもありがとうございました。

次に、動物用医薬品「モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミドE散1%）」についてです。

それでは、農林水産省の古川室長から説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課飼料安全・薬事室の古川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日、食品健康影響評価をお願いしますのは、医薬品、医療機器等法に基づく再審査申請のありました動物用医薬品1製剤でございます。

お手元の資料の1-10に沿って御説明いたします。

本製剤は、モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤でございます。詳細につきましては2ページ以降を御覧いただけたらと思うのですが、製剤名につきましては「プロナミドE散1%」でございます。

本製剤の主成分、用法・用量、効能・効果及び前回の評価時点からの追加データは、資料に記載のあるとおりでございます。

今回、本製剤に係る再審査申請がございましたため、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

御説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ただ今農林水産省から説明いただいた動物用医薬品「モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミドE散1%）」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

本製剤については、今回の諮問に当たり資料が提出されておりますので、同委員会決定1の（2）の規定により、担当の浅野委員から、先ほどの農林水産省からの説明及び今回提出された再審査に係る資料に基づき、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかどうかについて説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

動物用医薬品「モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミドE散1%）」につきましては、今回新たに提出された使用成績に関する資料、安全性に関する資料及び外国における承認状況等に関する資料を確認いたしましたところ、新たに安全性について懸念されるような知見は認められなかったことから、本製剤の安全性の評価の観点から見て、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないと考えます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員の説明によりますと、本製剤については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

古川室長、どうもありがとうございました。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、「LEU-No. 4株を利用して生産されたL-ロイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について説明申し上げます。概要を私の方から説明させていただきます。

資料2、4ページの要約を御覧ください。本添加物は、*Escherichia coli* K-12株由来の突然変異株である55ilvTT4株を宿主として、L-ロイシンの生合成に関与する遺伝子等の挿入等を行って作製されたLEU-No. 4株を利用して生産されたL-ロイシンです。

本添加物について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価を行いました。その結果、本添加物は、製造工程において、生産菌及び発酵副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されており、食品添加物公定書規格の含量規格を満たしていることを確認しました。また、従来のL-ロイシンと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまでは増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分は含有していないと考えられました。以上のことから、本添加物について安全性が確認されたと判断しました。

したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断しました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○今井評価情報分析官 お手元の資料2に基づきまして補足の御説明をいたします。

3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。昨年12月の食品安全委員会において要請事項説明がなされて、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、本日、審議結果について御報告するものでございます。

5 ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Escherichia coli* K-12 株由来の55ilvTT4株を宿主としてL-ロイシンの生合成に関与する遺伝子等の挿入等を行って作製されたLEU-No. 4株を利用して生産されたL-ロイシンであり、調味料・苦味料並びに栄養補助目的として使用されるものでございます。

Escherichia coli K-12株は、有害な影響を及ぼす毒素の産生性や病原性は知られておりません。また、LEU-No. 4株の作製に用いられた挿入DNA及びその遺伝子産物、作製工程等は明らかにされています。

その下、Ⅱ．食品健康影響評価でございます。1．の記載でございますが、本添加物は、製造工程において使用微生物及び副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されており、食品添加物公定書の含量規格を満たしているものでございます。

2．の最終製品における非有効成分についてでございますが、（1）タンパク質は検出限界未満である。（2）食品添加物公定書規格の成分規格を満たしている。（3）アミノ酸分析及びHPLC分析の結果、従来品に認められないL-ホモロイシンが検出されたが、その含量は定量限界未満であり、市場流通品中の非有効成分であるL-ホモロイシンの含量よりも低かったことから、安全性に懸念をもたらすとは考えられないとしております。また、食品添加物製造への安全な利用経験がある宿主を利用していること、形質転換に伴う有害物質の産生を示唆する情報はないことや、従来品と同様の工程により本添加物を製造することも考慮すると、従来品に存在する非有効成分についても、安全性に懸念をもたらす量ではないと考えられるとしております。

以上から、従来品と比較して既存の非有効成分の含有量は安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられるとしております。

次の6 ページの3．でございますが、これらの結果から、先ほどの川西委員の御説明のとおり、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断されました。

以上につきまして、よろしければ、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について」です。

本件については、ワーキンググループから「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」について意見・情報の募集のための指針改正案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、私の方から、資料3に基づきまして概要を説明いたします。

「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」に関しましては、これまで動物試験で得られた用量反応データに適用する場合、これを対象として指針を策定してまいりました。今般、このベンチマークドーズ法、BMD法を疫学研究で得られた反応用量データに適用する場合の留意点などにつきまして、資料3の2ページの目次にありますように、評価技術企画ワーキンググループで審議し、改正案を取りまとめました。

ワーキンググループでの審議におきましては、動物試験で得られるデータと疫学研究で得られるデータでは、その特性が大きく異なることを踏まえて議論が進められました。具体的には11ページを御覧ください。ここから新たに追加されております。

疫学研究では、様々な研究デザイン、対象集団、ばく露状況、交絡要因など考慮すべきことが多くあります。例えば、動物実験では、毒性影響が発現する用量まで対照群を含めて複数の用量群を設定して、得られた用量反応関係の結果に対してベンチマークドーズ法を適用できるところ、疫学研究におきましては、実際に見られたばく露量の範囲の中で見られた影響から用量反応関係を評価するということになり、BMD法を適用する際に注意が必要となります。

また、集団の属性、これは性別や年齢、人種など、こういったものの違いですとか、対象集団のばく露状況の推定方法、交絡要因の調整など、BMD法に適用できるようなデータを収集し、選択するところが特に重要点となり、今回の指針に盛り込まれております。

こういった疫学研究のデータの場合の取扱いが動物試験の場合とは異なる部分につきまして、疫学研究に関する項目を書き分けるという形で指針の改正案を取りまとめております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 では、事務局から、引き続き、資料3に基づきまして御説明申し上げます。

まず簡単に経緯ですけれども、評価技術企画ワーキングでは、平成30年から令和2年ま

での間に実施された食品健康影響評価技術研究、また食品安全確保調査事業を踏まえて、令和4年5月から8回にわたり検討していただき、昨年11月30日の第33回ワーキンググループで改正案を取りまとめたものでございます。

では、2ページを御覧ください。先ほど浅野委員から御説明いただきましたように、一般、疫学研究で得られた用量反応データやBMD法を適用する際の考え方、手順を追加しております。まずこのタイトルのところですが、2ページの改正前、改正後を見比べていただきたいのですが、タイトルに副題としてついていた「動物試験で得られた用量反応データへの適用」というのを削っておりまして、動物試験及び疫学、両方とも含むものとなっております。

また、2ページ、3ページのところを見ていただきますと、目次を今回、見やすくするために追加しております。

それから、4ページ目を御覧ください。4ページ目のところは改正履歴も追加させていただきました。

また、第1のところは変わっておりません、同じですが、4ページの第2のところですが、「定義」としていたところを「用語の説明」としております。これはBMRなどの説明におきまして、これまで「定義」としていたところを、実際の使い方なども書いていますので、名が体を表すように「用語の説明」というふうになっているところでございます。

では、5ページを御覧ください。5ページから、第3、食品安全委員会が行う食品健康影響評価におけるBMD法の活用となりまして、この後に大きくI. としましての動物試験、II. としての疫学というふうになっております。

まず、このような2つのパートに分かれますので、地の文のところ追加しております。5ページの第3の下線部にありますように、「動物試験と疫学研究とではデータの特徴が異なるため、BMD法を適用するには、それぞれのデータの特徴に基づいて、データの収集、選択、用量反応モデリング等を検討する」といった書きぶりを追加しているところでございます。

1枚おめくりください。6ページからは、I. にありますように動物試験で得られた用量反応データへの適用という書きぶりになります。これは今までのものと本質的には変えておりませんが、見出しを追加したり、平仄をそろえるといったような修正を加えております。細かなところは割愛します。

続きまして、11ページにお進みください。ここからはII. の疫学研究で得られた用量反応データへの適用ということでありまして、今回の改正の最もメインとなるところでございます。この章は大きく4つの項目となっておりますけれども、1. と2. が動物試験と比べて大きく異なるところですので、ここを中心に御説明してまいります。

まず、1. のBMD法を適用する用量反応データの収集、選択というところでは、

(1) 疫学研究結果の収集というところでございます。先ほど浅野委員からも説明があ

ったように、こちらは動物試験と大きく異なりまして、動物試験では評価対象物質を動物に与えて影響を見る。疫学研究ではヒトの研究であり、様々な研究デザイン、また集団ばく露、交絡前、いろいろ考える要素があります。なので、(1)の最後の文章のところを読み上げますと、「その際、専門家の関与の下、動物実験の結果やメカニズム等に基づき、因果関係が確認又は示唆されている健康影響等を、総合的に判断し選定する」としておりまして、このようにもともとの疫学研究の結果の収集をする際には、専門家の関与で総合的に判断して選定するという書きぶりを加えております。

(2) データセットの選択でございます。こちらは動物試験でも似たような書きぶりをしているのですが、それと比較しまして、ここでも専門家の関与の下、適切なデータセットを選択するとしております。

実際にどのように適切なデータセットを選択する、その前にどのような検討をすべきかという際に整理する項目として、この下の①の研究デザイン、次のページ、12ページの②の研究対象集団に関する情報、③から⑥に関しまして、このように整理が必要な項目を列挙しているということでございます。

12ページの(3) 原データの入手、(4) データセットの統合、こちらは動物試験とほぼ同じ書きぶりとなっております。

今度、13ページを御覧ください。2. BMRの設定でございます。動物試験では、二値データの場合は基本的に過剰リスク10%として、BMD関連指標を算出するといった旨の書きぶりをしてるところです。それと比べまして、疫学研究の場合では、先ほど申しましたように研究対象やデザインの違いがあることから、専門家の関与の下でBMRを設定するとしてるところです。読み上げますと、「疫学研究で得られた用量反応データにBMD法を適用する場合、毒性学的又は臨床医学的若しくは公衆衛生的観点から、専門家の関与の下でBMRを設定する」としております。

また、この後にも動物試験と比べまして文章を加えておりまして、「その際、対象とした健康影響等の大きさとその精度を考慮する。なお、ヒトの疫学研究であってもBMRによって導出されたBMD関連指標がそのまま健康影響に基づく指標値(HBGV)とはならないことに留意する」と記載しております。こちらでも評価技術企画ワーキングの中で大きく議論があったところでありまして、特に疫学研究の場合のBMRによって導出されたBMD関連指標がよく勘違いされて使われることも多いといったことから、このような留意点をここに記しているものでございます。

これ以降、3. 4. と続いてまいります。こちらはデータをモデルに当てはめる段階に進んだ後の手順を記しているものでございますが、これは動物試験の記載とほぼ同じものとなっておりますのでございます。

そのほか細かいところで疫学研究の項目を追加したことに関連して、少し修正を加えたところもございまして、22ページまでで終わりとなっておりますのでございます。

23ページ以降にあるものは、先ほど新旧のものでしたけれども、案そのものとなっております。

ります。

事務局の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針改正案への反映を評価技術企画ワーキンググループに依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○紀平評価第一課長 資料4を御覧ください。資料4の2ページ目以降、汚染物質評価書として「カドミウム」の第3版のものとなります。これまでの経緯について御説明させていただきます。

7ページ目までお進みください。7ページにこれまでの審議の経緯として第3版関係の記載がございます。厚生労働大臣より、器具・容器包装の規格基準改正に係る評価要請としまして、2008年に評価要請をいただいていたものでございます。その後、2021年に汚染物質等専門調査会での審議を始めることとなりまして、これまで10回にわたりまして専門調査会での御議論をいただいております。そこで、昨年11月、第922回の本委員会におきまして報告し、意見・情報の募集を行っていたものとなります。

続きまして、13ページまでお進みください。I. としまして背景・評価の経緯の記載がございます。真ん中ほどの段落に「このような国際状況から」ということで記載がありますけれども、2008年7月に第1版を取りまとめまして、その際、耐容週間摂取量(TWI)を7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定いただいております。その後、2009年に第2版を取りまとめていただき、下から2番目の段落ですけれども、2010年4月に評価要請を受けまして、既存評価結果に影響を及ぼす新たな科学的知見の存在は認められなかったとされていたものでございます。今般が第3版となります。

その結果についてです。少しページが飛びますが、102ページまでお進みください。評価結果としまして、4. 耐容摂取量の設定についての記載がございます。

次の103ページの上から2段目、真ん中ほどの「これらの報告から」という段落の上4行に記載がございます。食品安全委員会が2010年に設定したTWIとしまして7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週がありますけれども、その後の2013年の疫学調査では、有病率に差が見られなかったという結果を得ております。

これらを踏まえまして、下の方、5. の上の行ですけれども、以上のことから、TWI 7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定することが妥当であると考えたという結論をいただいております。

これにつきまして、意見・情報の募集を行った結果でございます。

178ページまでお進みください。今回、意見・情報の募集を行った結果についての記載がございます。これまで4通、4件の御意見をいただいております。

まず1つ目の御意見です。9ページの12行目「海草」という字が「草」ではなく「藻」という誤記ではないかという御意見でございます。

これにつきましては、専門調査会からの回答としまして、出典としました報告書の記載を引用しておりますという回答となっております。

続きまして、2番、3番を併せて御説明いたします。2番目の御意見としまして、稲の品種改良をする前に、土壌中のカドミウムを除去するのが先ではないでしょうか等の御意見をいただいております。また、3番としまして、日本におけるカドミウム摂取量は、年々低下傾向にあるということですが、それなのに重イオンビーム放射線育種米は必要でしょうか。重イオンビーム放射線育種米には反対ですという御意見をいただいております。

これらに関する専門調査会からの回答ですけれども、いただいた御意見については、一般のリスク評価の内容に関するものではなく、リスク管理に係る御意見と考えられますので、関係府省へお伝えいたしますという回答でございます。

次のページにお進みください。4番目にいただいた御意見です。カドミウムなど重金属は人体に悪影響があると確定しているものの、規制を緩めるなどおかしなことだと思います等々という御意見でございます。

これに対する専門調査会からの回答ですけれども、今回の評価はTWIを変更するものではありません。いただいた御意見については、関係府省に情報提供いたしますという回答でございます。

また、次のページにお進みください。180ページです。先般、こちらの委員会に評価書案を御報告した後、内容の変更に関わるものではない記載の修正につきまして変更ということといただいております。右側が変更前、左側が変更後ということで、修辭上の記載等の修正について、こちらの方で変更点をお示ししております。

以上につきまして、御了承いただけましたら、リスク管理機関に評価結果を通知したいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、汚染物質等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちカドミウムの耐容週間摂取量を7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とするということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(5) 令和5年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和6年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果(案)について

○山本委員長 続きまして、「令和5年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和6年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果(案)について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の協委員から説明をお願いします。

○協委員 脇でございます。御報告いたします。

2月7日に開催いたしました研究・調査企画会議事前・中間評価部会におきまして、令和5年度に実施しました食品健康影響評価技術研究課題のうち、令和6年度にも継続予定の9課題に係る中間評価の審議を行いました。また、それとともに、令和6年度に実施する食品健康影響評価技術研究の新規対象課題の審議を行いまして、26課題の応募をいただいておりますが、6課題を選定し、中間評価結果及び事前評価結果案を取りまとめております。

なお、令和6年度に実施いたします食品健康影響評価技術研究におきましては、昨年年第910回の本委員会でお認めいただきました若手枠の公募を行いまして、4課題の応募がありまして、そのうち2課題を選定しております。採用の6課題のうちの2課題がこの若手枠の課題になっております。

では、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 では、資料5に基づきまして説明してまいります。

まずは令和5年度の中間評価結果について御報告します。

2ページ目でございます。これは別添1です。こちらに中間評価結果について取りまとめているところでございます。

この後にそれぞれの個票となっております。3ページ目に書いておりますように、昨年12月から今年1月にかけて事前・中間評価部会を開催して、9課題について中間評価を行

っていただきました。その結果として、9課題の全てについて、令和6年度への継続を要するという評価をいただいているところがございます。この後に9つの個票が続きますけれども、細かな説明は今回割愛しますが、評点は高いものでは4.3点、低いものでは2.9点といった結果でした。評価所見として、優れた所見とともに留意点、改善点等もいただいております。こちらをお伝えしていくということになります。

以上が中間の評価となります。

続きまして、ページを6枚ほどめくっていただきまして9ページまでお進みください。別添2と書いてある資料でございます。こちらは令和6年度に新規に研究するために応募いただいた課題について、事前評価をいただいた案となっております。

次のページを御覧ください。10ページでございます。審議としましては、去年の9月12日から10月17日まで公募を行い、26の応募がありました。こちらに対して事前・中間評価部会で審査いただいて、6課題を選定していただいたところでございます。

では、簡単に説明してまいります。まず、このページになります番号1とありますものです。これは摂南大学、平原先生によるもので、「ばく露量推定の精緻化に資する食品の喫食量調査手法に関する研究」というものでございます。

研究の内容としましては、概要のところにありますように、日本人が食品から摂取する汚染物質や食品添加物等の食品健康影響評価をよりの確とする目的で、①食品の喫食量の実態把握に適した食事調査手法を解析・整理、②標準調理法の情報を整理し、開発するとともにそのレシピの有用性を実証、③食品の喫食量データのデータベースを構築してデータサイエンス手法を用いた食事調査データの利活用について指針を作成するといったものでございます。

評価所見のところを御覧ください。総合コメントとしまして、食品健康影響評価に共通する課題として、ばく露評価手法の精緻化は重要であるといったコメントをいただいております。

次のページを御覧ください。11ページ、上の段、番号13とあるものです。国立医薬品食品衛生研究所の伊藤先生によるものでして、課題名は「日本で食経験の乏しい昆虫を新食品素材とする場合のリスク評価に関する研究」というものでございます。

研究の内容ですけれども、概要にありますように、コオロギなどの食用にする昆虫について、日本での新食品素材としての利用実態を調査し、欧州等の先進地域の現状について情報収集・分析をする。得られた情報を統合し、必要に応じて現地調査による情報収集で得られた情報を加えて、ハザードについての考察やリスクプロファイルの整理、リスク評価の評価項目等を明らかにするというものです。

評価所見のところを御覧ください。総合コメントとしましては、昆虫食についてリスクプロファイルの作成に重要な研究であり、海外の状況や歴史的背景と絡めて、日本で食経験のない昆虫を食として受け入れる場合の、リスク評価の方法に対して重要な知見を得られることが期待できるといったコメントをいただいております。

では、このページの下の段を御覧ください。こちらは国立医薬品食品衛生研究所の古濱先生による研究でございまして、「食品健康影響評価におけるOECD QSARアセスメントフレームワーク(QAF)に基づく変異原性評価法の実装」というものです。

概要のところを御覧ください。内容としましては、ECD QSARアセスメントフレームワーク(QAF)について、このガイダンスとQSAR結果を規制当局の評価者が確認するチェックリストが公開されております。このチェックリストはQSAR一般に対する形式であり、個別の規制評価に対してQAFを適用するためには具体的な手引きが必要となります。QAFを適用した変異原性評価法の提案と実装を目的とし、従来の食品安全委員会のQSAR手引きの更新を目指し、チェックリストを用いたケーススタディを実施するといった内容となっております。

評価所見のところを御覧ください。総合コメントとしまして、OECDのQSAR規制利用に関して我が国での対応と適用を行う上で重要な研究と判断されるといったコメントをいただきました。

次のページを御覧ください。4つ目となります。12ページの上の段です。国立研究開発法人産業技術総合研究所の竹下先生によるものです。「人工知能技術を用いた農薬評価書活用システムのフィージビリティスタディ」といったタイトルとなっております。

内容としましては、農薬等のリスク評価の際に、適切な既存評価書を参照することでリスク評価の統一化や迅速化を図ることができます。近年の自然言語処理技術や大規模言語モデルを用いることで、既存評価書、収集文献、試験報告書間の類似性評価や、既存評価書の内容を質問形式で抽出可能なチャットボットを構築できる可能性がある。それぞれのプロトタイプ版システムを構築し、その課題抽出と性能評価を行うことで、食品安全委員会のDX化を支援する基盤情報の提供を目指すといったものでございます。

評価所見のところを御覧ください。総合コメントとしましては、リスク評価にDX及び関連技術を入れ込むことは有用と考える。今後のリスク評価書の作成に省力化が期待される。特に農薬の再評価に関して期待されるといったコメントをいただいております。

では、下の段を御覧ください。番号23と書いてあるものです。所属機関は国立医薬品食品衛生研究所の遠矢先生のものでございます。この番号のところに米印をつけておりますように、こちらは2つ選定した若手枠のうちの1つでございます。

内容としましては、内臓肉を含む豚肉に関連する微生物学的ハザードとして、E型肝炎ウイルス等があり、HACCP制度化や出荷日齢の短縮及び飼料、飼育環境の差別化が豚肉の汚染状況に影響している可能性があることから、と畜時の豚肉の汚染率を調べ過去のデータと比較し、さらに出荷日齢や飼育環境と汚染率との関連性を明らかにする。また同一個体から採取した肉、肝臓、胆汁の汚染率を比較し、汚染経路の推定や胆汁検査の有用性等を検討し、HEVは分子疫学解析を行い、豚肉の微生物学的安全性のリスク評価に必要なデータを得るといったものでございます。

総合コメントとしましては、ファクトシート作成などに資すると期待される。HEVの感染

源について、豚とヒトの両面から分子疫学的な解析により検討され、HEV感染症への対応の重要度の理解に資するといった総合コメントをいただいているところでございます。こちらはその他にありますように、研究対象を絞るべきというコメントもありまして、その旨伝えております。

では、次のページを御覧ください。6つ目となります。13ページ、番号24番となるものでして、こちらも若手の育成枠のものでございます。大阪大学の東阪先生によるものでして、「ナノマテリアルの粒径閾値の設定に向けた経口毒性解析に関する研究」といったものでございます。

内容としましては、ナノマテリアルの粒径の違いを考慮しつつ、経口投与後のハザード同定を実施するとともに、消化管内環境や腸内細菌叢への影響とその変動に起因した宿主の生理機能に及ぼす影響評価を試みる。本検討を通じて、どの程度の粒径を有するナノマテリアルが経口毒性を発現するのかというナノマテリアルの粒径閾値の設定を目指して、リスク解析の必要性の是非を検討するといったものでございます。

評価所見のところを御覧ください。総合コメントとして、ナノ粒子の毒性研究は今後の発展も期待され、研究が必要な分野である。食品健康影響評価に資する基礎データが提供されることを期待したいといったコメントをいただいているところでございます。

以上、6つの課題が、令和6年度に新規で研究を実施すべきと事前評価いただいた案となっております。御了承いただけましたら、令和6年度から開始できるように手続を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いします。

(6) 令和6年度食品安全確保総合調査課題(案)について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和6年度食品安全確保総合調査課題(案)について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の脇委員から説明をお願いいたします

す。

○脇委員 脇でございます。御報告いたします。

令和6年度食品安全確保総合調査課題（案）につきましては、2月7日に開催いたしました令和6年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会で審議し、資料6のように取りまとめ、4課題といたしました。

課題名としましては、1番目「アレルギーを含む食品のファクトシート（落花生）等の作成に向けた科学的知見の調査」、2番目「くるみアレルギーに係る食品表示についてのファクトシート作成のための情報収集」、3番目「農薬リスク評価に関する海外状況調査（令和6年度）」、4番目「食品添加物の海外の評価結果及び科学的知見に関する情報収集」の以上の4課題でございます。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 それでは、資料6に基づいて説明してまいります。

3ページ以降を御覧ください。ここから令和6年度に新規で行う予定としております調査事業のそれぞれの課題の案4つとなっております。

まず3ページですけれども、1つ目です。課題名としましては「アレルギーを含む食品のファクトシート（落花生）等の作成に向けた科学的知見の調査」でございます。

概要です。後半のところを簡単に説明しますと、食品安全委員会は、平成27年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと思われる「卵」について、令和3年6月に食品健康影響評価を取りまとめています。その際に、ほかの特定原材料の6品目については、収集した科学的知見に関する情報を取りまとめて公表することとなっております。これまで食品安全委員会の調査事業では、小麦、そば、えび、かにというものに取り組んでまいりましたので、この続きというものですけれども、本事業では、食品安全委員会が公表することとしたアレルギーを含む食品のファクトシートについて、落花生のファクトシートの作成等に向けた科学的知見の調査を行うものであり、根拠となる文献等を整理・収集しながら検証を行うものでございます。こちらは落花生のファクトシートの原案をつくっていくというものでございます。

では、次のページを御覧ください。4ページ目、上の段です。調査課題としましては、「くるみアレルギーに係る食品表示についてのファクトシート作成のための情報収集」というものです。

概要の前段のところは、先ほどのものと似ていますので割愛しますが、こちらでは、令和5年3月に新たに特定原材料に追加されたくるみの食物アレルギーについても、ほかの特定原材料と同様にファクトシート作成を進めていこうというものです。まず、そのファクトシート作成に先立ちまして、検討に必要な国内外の文献並びに国際機関及び諸外国におけるリスク評価書等の科学的知見について調査を実施するというものでございま

す。

では、下の段を御覧ください。3つ目です。課題名としましては「農薬リスク評価に関する海外状況調査（令和6年度）」というものでございます。

調査の概要です。農薬の食品安全委員会における調査審議に当たり、海外のリスク評価を実施する機関であるFAO/WHOの合同残留農薬専門家会議、EFSA、US EPA、カナダ保健省、オーストラリア農薬・動物用医薬品局といったような、これまでのヒトの健康に関する評価に関する最新の情報は大変有益なものと考えています。そこで、本事業では、再評価対象農薬及び評価書評価対象農薬の有効成分について、農薬ごとに、各国・機関における登録・承認状況及びヒトの健康に関する評価書等の内容を整理するといったものとなっております。

次のページを御覧ください。4つ目です。調査課題名としましては「食品添加物の海外の評価結果及び科学的知見に関する情報収集」といったものでございます。

調査の概要です。食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程又は食品の加工・保存の目的で使用されるものであり、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が指定した添加物については、使用できる食品や使用量の最大限度等が使用基準として定められています。指定添加物は、FAO/WHOの食品添加物専門家会議や、米国、欧州、オーストラリア、ニュージーランド等の各国のリスク評価機関においても、各国の規制の枠組みの下で評価が行われており、我が国において添加物として指定された後も、海外で行われている再評価も含め情報収集し、添加物の安全性に関する最新の科学的知見を蓄積することは重要と考えております。このため、この事業では、これらの指定添加物の情報を収集、整理・分析を行い、評価の効率化につなげるというものでございます。

以上、4つの調査事業について御説明しました。こちらについて御了承いただけましたら、こちらも令和6年度から事業を開始できるように進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。

(7) その他

○山本委員長 本日は、「その他」として、私から、農薬3品目「フェリムゾン」、「プロスルホカルブ」及び「ペントキサゾン」を調査審議する専門調査会の指定について御報告いたします。

この農薬3品目につきましては、昨年10月31日の食品安全委員会第918回会合にて、農林水産省から再評価に係る評価要請の説明がされた際に、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれかの専門調査会で調査審議するかについて、後日、私が指定し、報告することとしていたものです。

農薬「フェリムゾン」につきましては農薬第五専門調査会において、農薬「プロスルホカルブ」につきましては農薬第三専門調査会において、農薬「ペントキサゾン」につきましては農薬第四専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定しましたので、御報告いたします。

ほかに議事はありますか。

○重元総務課長 特にございません。以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、3月5日火曜日14時から開催を予定しております。

また、28日水曜日10時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」、14時から「添加物専門調査会」、3月1日金曜日14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」、来週、4日月曜日9時30分から「肥料・飼料等専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第931回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。